

特集にあたって

曾 野 裕 夫

北海道大学グローバル COE プログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」(以下、「本 GCOE」という)では、2011年7月16日(土)と17日(日)に、国際シンポジウム「消費者法における規制とエンフォースメントの多元性 (Regulation and Enforcement in Consumer Law: Multi-Agential Perspectives)」を、北海道大学において開催した。本特集は、2日間にわたる同シンポジウムのうち、第1日目に行われた報告・コメントをベースとする3編の論文と1編のコメントの日本語版を収録したものである。2日目の成果は、本誌次号に掲載予定である。以下、この国際シンポジウムの企画趣旨を簡単に説明しておきたい。

* * *

このシンポジウムは、消費者法に2つの視角から切り込もうとするものである。第1は、「多元分散型統御」という視角であり、第2は、「公共財としての競争」という視角である。これらは、本 GCOE における消費者法分野の研究の主要な3本柱のうちの2本でもある。(第3の柱は、市場のはたらきの限界を知って実効的な消費者法を構築するためには、保護・救済・支援の対象となる「消費者」の行動を理解する必要があることから取り組んだ、「消費者の限定合理性」に関する研究である¹。)

¹ 第1・第2の視角を主たる課題として行った本 GCOE の研究成果については以下の脚注で示すこととするが、第3の視角を主たる課題として行った研究としては、特集「法と行動経済学の出会—投資行動における消費者の合理性」本誌5号201

1 消費者法における多元分散型統御

本 GCOE のキーワードである「多元分散型統御 (Multi-agential Governance)」は、多元的・多層的なエージェント (アクター、プレイヤーと言い換えてもよい) がガバナンス——ここでは、規制の制定とそのエンフォースメントに着目する——の主体となることをいう。

消費者法分野における規制も、国家 (司法・行政・立法) が主体となって制定するものばかりでなく、民間セクターが主体となって制定する自主規制や、市場そのものが規制主体となるもの (例、製品事故を契機とした需要減少など) がある。市場が規制主体になるということは、市場メカニズムを通して消費者が規制主体となっていると言い換えてもよい (規制主体としての消費者 consumer as regulator)。これら多元的な主体による規制は、それぞれ相互に補完しあうものとして存在する²。例えば、国家は、市場が機能している場合はもとより、民間セクターによる自主規制が実効的に行われている場合には、規制を差し控えることもあろう。また、市場も、国家や民間による規制の存在を前提として行動する (例、安全規制があるから安心して買う)。

また、規制の制定主体だけでなく、規制のエンフォースメントも多元的な主体が担いうる。国家による規制のエンフォースメントについては、まず、行政的なエンフォースメント (例、独占禁止法に基づく排除措置命令、独占禁止法や金融商品取引法に基づく課徴金制度など) がありうる。また、裁判所を通じた司法的なエンフォースメントには、刑事的なエンフォースメントや、私人が訴訟当事者となる私的エンフォースメントがありうる (例、一般の個別消費者による訴訟のほか、団体訴訟など)。さらに、市

頁以下 (2010)、村本武志「顧客限定合理性の下での適合性原則・説明義務と錯誤の役割と要件～複雑性金融商品取引における判決例を素材として～」本誌13号245頁 (2011) がある。

² EU においては、さらに加盟国レベルの規制に加えて、EU レベルにおける規制が重疊的に存在するため、EU における規制と加盟国における規制の緊張関係が生じる。この問題に関する本 GCOE の取組みの一端は、特集「ヨーロッパ法における〈私法〉の再定位」本誌12号17頁以下 (2011) に現われている。より一般的には伊藤洋一「ヨーロッパ法における多元的法秩序間の調整問題について」本誌4号93頁 (2009) 参照。

場による規制 (consumer as regulator) においては、市場 (消費者) そのものがエンフォースメントについても主体になっているといえる (例、製品事故を契機とした需用減少など)。

以上のとおり、消費者法においては多元的な主体による規制とエンフォースメントの重要性が増しており (現代社会における「公私協働」への傾斜はその一面である)、それぞれの主体の特徴をふまえた制度設計が必要とされる。本シンポジウムは、そのために各主体の可能性と限界を見極めるための検討をめざした³。

2 公共財としての競争

他方、ガバナンスの対象として「公共財」 (一般利益、コモンズ) ——特定人に割り当てられていない財——に注目することも、本 GCOE の視点のひとつである⁴。本 GCOE が、研究の具体的な素材として、いずれも

³ この視点については、例えば、特集「シンポジウム『消費者法の課題と展望』」本誌2号59頁以下 (2009)、特に同特集所収の松本恒雄「消費者法における公私協働とソフトロー——消費者市民社会の実現における法の役割」(本誌2号81頁) 参照。また、森田果「消費者法を作る人々——法形成におけるインセンティブ構造の解明に向けての一試論——」本誌本号所収も、法形成主体のバイアスを明らかにする興味深い研究である。

この問題を、競争法のうちでも独占禁止法のエンフォースメントについて扱ったのが、特集「競争法の多元的エンフォースメント」本誌10号41頁以下 (2011) [英文]、及び、その日本語版を含む特集「競争法の多元的エンフォースメントについて考える」公正取引722号2頁以下 (2010) である。

また、証券取引分野における規制とエンフォースメントについては、黒沼悦郎「ディスクロージャー違反に対する救済——民事責任と課徴金」本誌9号279頁 (2010) 及び加藤貴仁「流通市場における不実開示と投資家の損害」本誌11号303頁 (2011) が、事後的な被害者救済にとどまらず、民事責任や (行政的手法である) 課徴金制度の実効性について迫る。

さらに、消費生活用品の安全規制の分野における主体の多元性については、ルーク・ノッテジ (新堂明子訳) 「応答的規制と消費者製品の安全性」本誌13号211頁 (2011)、廣瀬久和「消費者用製品安全規制の国際化——ISO規格の策定に携わって (仮題)」本誌掲載予定参照。

⁴ 本 GCOE の初期において、この問題を理論的に検討したのとして、本シンポジ

公共財である「情報」(知的財産)・「環境」・「競争」(市場)の3分野を具体的検討の柱としているのもそのためであるが、消費者法は「競争」(市場)という公共財を対象とするものとして位置づけられる。

本シンポジウムでも、このように「競争法としての消費者法」の視点から、個々の消費者被害の救済にとどまらず、実効的な競争(市場)を実現させることによる集団的消費者利益の実現⁵を図る制度として、団体訴訟・集団訴訟——集団的な損害賠償請求訴訟制度——について検討を加えることをめざした⁶。

* * *

本号では、まず、消費者利益を一般的利益として位置づける総論的研究として、ムスタファ・メキ教授(パリ第13大学)による「消費者法——一般理論の試み」を掲載する(訳は、大澤彩准教授〔法政大学〕にお願いした)。それに引き続いて、集団的消費者利益の保護という観点から、フランスと日本における団体訴訟制度の動向を論ずる報告を2つ掲載する。すなわち、フランス法について、ソラヤ・アムラニ＝メキ教授(パリ第10大学)の「消費法における集団訴権」(訳は、幡野弘樹准教授〔立教大学〕にお願いした)、日本法について、池田清治教授(北海道大学)の「消費者法における私人によるエンフォースメントとしての団体訴訟」の2編で

ウムにおいても報告者となったムスタファ・メキ教授の3編の報告をおさめる特集「シンポジウム『現代社会における一般利益の諸相』」本誌1号89頁以下(2009)、および、吉田克己＝ムスタファ・メキ編『効率性と法、損害概念の変容——多元分散型統御をめざしてフランスと対話する(グローバルCOE研究叢書2)』(有斐閣、2010)の「第2部 損害概念の変容」(同書297頁以下)がある。

⁵ 黒沼・前掲注(3)、加藤・前掲注(3)に加え、本GCOEの研究成果としては、牧佐智代「市場秩序と消費者保護——断定的判断の提供法理をめぐる思想のねじれ(1)～(7・完)」NBL.923号～929号(2010)も、この視点を明確に示す。

⁶ これまでの本GCOEにおける研究として、三木浩一「集団的消費者被害救済制度の展望」本誌11号239頁(2011)。なお、集団的消費者利益という視点において本GCOEと共通する研究として、特集「集団的消費者利益の実現と実体法の役割」現代消費者法12号4頁以下(2011)が興味深い。

ある。そして、最後に、これらの報告に対する大村敦志教授(東京大学)のコメントを掲載する。

次号には、民事的・行政的・刑事的手法による消費者法の規制とエンフォースメントについて、それぞれの可能性と限界を論ずる3編の報告とそれに対する1編のコメントを掲載する予定である。